

資料3

表示対象の考え方について（バックヤードにおける表示の考え方）

1. 現状と検討すべき事項

(1) 現状

	食衛法	JAS法
省令、告示	特になし	「 <u>飲食料品を製造し、又は加工し、一般消費者に直接販売する場合</u> 」は表示対象とならない旨規定。 (加工食品品質表示基準)
通知、Q & A	店頭において客の求めに応じて量り売りをする場合（ <u>対面販売</u> ）については、標示をしなくても差し支えないこととされている。（昭和45年8月1日環食330号）	<u>対面販売</u> で客の注文に応じて弁当、惣菜をその場で容器に詰めて販売している場合は、表示の必要はないとされている。 また、 <u>小売店の店内</u> で弁当、惣菜を作って、容器包装に入れて販売する場合 <u>バックヤードや店舗と同一敷地内の施設</u> で作って、容器包装に入れている場合は、表示の必要はないとされている。 (加工食品品質表示基準Q & A)
考え方	消費者から求められればその商品についてのすべての情報を答えられる立場にあることから、あえて表示義務を課す必要性が乏しいため、対象外としている。	料理品小売業のように、製造したものをその場で一般消費者に販売する場合は、その商品の品質を把握し、かつ、消費者から求められればその商品についてのすべての情報を答えられる立場にあることから、あえて表示義務を課す必要性が乏しいため、対象外としている。 なお、 <u>別の場所から配送された弁当、惣菜</u> を販売する場合は、 <u>表示が必要</u> である。

・ 対面販売は、食品衛生法、JAS法いずれでも、表示義務はない

・ 容器包装された加工食品の表示対象を整理すると次のとおり

	製造してその場で販売	その他（他の場所で製造したものを販売等）
客の求めに応じて販売（セルフ販売を除く）		
その他（陳列販売、セルフ販売等）		

□ : 食衛法の表示対象

■ : JAS法の表示対象

(2) 検討すべき事項)

両法における取扱いの整合性を図る必要があるか。

2. 具体的事例

(いずれも容器包装に入れられたものを販売している場合)

	食衛法	J A S 法
他の場所で製造してスーパー等で販売される弁当	表示が必要	表示が必要
スーパー等のバックヤードで製造した惣菜	表示が必要	表示不要(その場で製造販売)
店舗の調理場で製造したサンドイッチ(客がセルフで選び、購入)	表示が必要	表示不要(その場で製造販売)
店舗の調理場で製造したサンドイッチ(ショーウインドに並べられ、客の求めに応じて店員が販売)	表示不要(客の求めに応じ販売、かつ、その場で製造販売)	表示不要(その場で製造販売)
ハンバーガーショップのテイクアウト	表示不要(客の求めに応じ販売、かつ、その場で製造販売)	表示不要(その場で製造販売)
ハンバーガーショップの店舗内で飲食	表示不要(設備を設けて飲食)	表示不要(設備を設けて飲食)